

事務連絡
令和2年4月13日

障害児支援事業者団体各位

厚生労働省障害保健福祉部
企画課
障害福祉課
精神・障害保健課

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた在宅勤務等の推進について

障害福祉サービス事業所等が提供するサービスは、利用者の方々やその家族等の生活を継続的に支援する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要であるところ、これまでも各種の事務連絡を踏まえて取り組んでいただき感謝申し上げます。

先般、令和2年4月7日付で、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき緊急事態宣言が発出されました。政府においては、緊急事態を1ヶ月で終えるため、最低7割、極力8割の、人と人との接触削減を実現する必要があることから、各業界に対して、在宅勤務の励行など通勤者の減少に係る取組をお願いしています。

障害福祉サービス事業所等に関しては、上記のとおり、利用者に対して必要な各種サービスを継続的に提供することが重要であるため、令和2年4月7日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」や同日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」等を踏まえた対応を行っていただきつつ、可能な範囲で出勤者の削減に取り組んでいただくよう、御協力をお願いいたします。

貴団体におかれましては、上記内容を傘下の事業者等に周知いただくようお願い申し上げます。

◎ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年4月11日変更）

<https://corona.go.jp/>

◎ 新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

◎障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html